

1-1 計画の目的

1-1-1 盛岡市防災会議条例

盛 岡 市 防 災 会 議 条 例

〔 昭和37年9月29日 〕
〔 条 例 第 4 0 号 〕

改正	昭和46年7月8日条例第31号	昭和47年10月2日条例第28号
	昭和50年6月23日条例第21号	昭和54年6月27日条例第21号
	昭和62年12月22日条例第32号	平成4年3月24日条例第3号
	平成10年3月26日条例第1号	平成11年12月27日条例第56号
	平成15年6月30日条例第26号	平成15年9月30日条例第34号
	平成18年12月20日条例第47号	平成23年3月31日条例第15号
	平成24年12月25日条例第36号	平成26年6月30日条例第24号
	平成26年12月24日条例第42号	

(趣旨)

第1条 この条例は、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第16条第6項の規定に基づき、盛岡市防災会議（以下「防災会議」という。）の所掌事務及び組織に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 防災会議は、次に掲げる事務をつかさどる。

- (1) 盛岡市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
- (2) 市長の諮問に応じて、市の地域に係る防災に関する重要事項を調査審議すること。
- (3) 前号の重要事項に関し、市長に意見を述べること。
- (4) 水防法（昭和24年法律第193号）第33条第1項に規定する水防計画その他水防に関する重要事項を調査審議すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務（会長及び委員）

第3条 防災会議は、会長及び委員55人以内をもつて組織する。

2 会長は、市長をもつて充てる。

3 会長は、会務を総理する。

4 会長に事故があるときは、あらかじめ、その指名する委員がその職務を代理する。

5 委員は、次に掲げる者をもつて充てる。

- (1) 指定地方行政機関の職員のうちから市長が委嘱する者
- (2) 陸上自衛隊の自衛官のうちから市長が委嘱する者
- (3) 岩手県の知事の部内の職員のうちから市長が委嘱する者
- (4) 岩手県警察の警察官のうちから市長が委嘱する者
- (5) 盛岡地区広域消防組合（以下「組合」という。）の消防長
- (6) 市の職員のうちから市長が指名する者

(7) 教育長

(8) 消防団長

(9) 指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が委嘱する者

(10) 自主防災組織を構成する者又は知識経験のある者のうちから市長が委嘱する者

6 前項第9号及び第10号の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。

7 前項の委員は、再任することができる。

(専門委員)

第4条 防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。

2 専門委員は、関係地方行政機関の職員、岩手県の職員、組合の消防職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が委嘱又は任命する。

3 専門委員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任されるものとする。

(議事等)

第5条 前3条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は、会長が防災会議に諮って定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和46年条例第31号)

この条例は、昭和46年8月1日から施行する。

附 則 (昭和47年条例第28号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和50年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和54年条例第21号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和62年条例第32号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成4年条例第3号)

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

2 この条例の施行の日に任命される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、改正後の盛岡市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成5年3月31日までとする。

附 則 (平成10年条例第1号)

1 この条例は、平成10年4月1日から施行する。

- 2 この条例の施行の日に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第7号に規定する委員の任期は、改正後の盛岡市防災会議条例第3条第7項本文の規定にかかわらず、平成11年3月31日までとする。

附 則（平成11年条例第56号）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成15年条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年条例第34号抄）

- 1 この条例は、平成15年10月1日から施行する。

附 則（平成18年条例第47号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 盛岡市水防協議会条例（昭和45年条例第26号）は、廃止する。

附 則（平成23年条例第15号）

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成24年条例第36号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の日から平成25年3月31日までの間に委嘱される改正後の盛岡市防災会議条例第3条第5項第8号に規定する委員の任期は、同条第7項本文の規定にかかわらず、同日までとする。

附 則（平成26年条例第24号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成26年条例第42号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

盛岡市防災会議委員名簿

(令和7年度)

No	委員区分	機関名	職名
	会長	盛岡市	盛岡市長
1	1号委員(6)	東北財務局盛岡財務事務所	総務課長
2		盛岡労働基準監督署	署長
3		東北農政局岩手県拠点	総括農政推進官
4		盛岡森林管理署	盛岡森林管理署長
5		盛岡地方気象台	次長
6		国土交通省東北地方整備局 岩手河川国道事務所	所長
7	2号委員(1)	陸上自衛隊岩手駐屯地 東北方面特科連隊本部中隊	本部中隊長
8	3号委員(3)	盛岡広域振興局経営企画部	副局長兼経営企画部長
9		盛岡農業改良普及センター	所長
10		盛岡広域振興局土木部	土木部長
11	4号委員(2)	盛岡東警察署	盛岡東警察署長
12		盛岡西警察署	盛岡西警察署長
13	5号委員(1)	盛岡地区広域消防組合消防本部	消防長
14	6号委員(4)	盛岡市	副市長
15		〃	副市長
16		〃	危機管理統括監
17		〃	総務部長
18	7号委員(1)	盛岡市教育委員会	教育長
19	8号委員(1)	盛岡市消防団	団長
20	9号委員(21)	日本赤十字社岩手県支部	事務局長
21		日本放送協会盛岡放送局	コンテンツセンター長
22		東日本旅客鉄道(株)盛岡支社 安全企画ユニット	安全企画ユニットリーダー
23		東日本電信電話(株)岩手支店 災害対策室	災害対策室長
24		日本郵便(株)盛岡中央郵便局	局長
25		(株)NTTドコモCS東北岩手支店	支店長
26		日本通運(株)盛岡支店 ロジスティクス第二部	部長
27		東北電力ネットワーク(株)盛岡電力センター	所長
28		(株)IBC岩手放送	メディアセンター次長兼報道制作部長
29		(株)テレビ岩手	報道部長
30		(株)岩手めんこいテレビ	報道局報道部長

No	委員区分	機関名	職名
31		(株) 岩手朝日テレビ	報道制作局長
32		(株) エフエム岩手	常務取締役
33		岩手県トラック協会中央支部	支部長
34		(公社) 岩手県バス協会	専務理事
35		I G Rいわて銀河鉄道 (株)	運輸部長
36		岩手県土地改良事業団体連合会	専務理事
37		(一社) 岩手県高圧ガス保安協会	会長
38		盛岡ガス (株)	専務取締役
39		(公社) 岩手県看護協会	専務理事
40		(一社) 盛岡市医師会	理事
41	10号委員(13)	(株) 岩手日報社	編集局ニュースセンター長
42		(一社) 盛岡市身体障害者協議会	専務理事
43		盛岡市ボランティア連絡協議会	会計
44		盛岡市婦人防火クラブ連合会	会長
45		盛岡市婦人消防協力隊	隊長
46		岩手大学理工学部システム創成工学科	助教
47		児童養護施設みちのくみどり学園	園長
48		盛岡市子ども会育成会連絡協議会	会長
49		都市デザイン総合研究センター	理事
50		たまやま女性団体協議会	会長
51		(一社) GEN・J	代表理事
52		盛岡商工会議所女性会	副会長

1-5 防災関係機関の責務及び業務の大綱

1-5-1 消防・防災関係機関一覧表

防 災 関 係 機 関 一 覧 表

1 防災関係機関

名 称	所 在 地	電話番号	摘要
盛岡地方気象台	山王町7-60	622-7870	
盛岡中央郵便局	中央通一丁目13-45	624-6168	
東北農政局岩手県拠点	盛岡駅前北通1-10 (橋市ビル盛岡5階)	624-1125	
岩手河川国道事務所	上田四丁目2-2	624-3131	
北上川ダム統合管理事務所	下厨川字四十四田1	643-7971	
盛岡労働基準監督署	盛岡駅西通一丁目9-15	604-2530	
盛岡森林管理署	北山二丁目2-40	663-8001	
盛岡財務事務所	内丸7-25	625-3351	
陸上自衛隊岩手駐屯地	滝沢市滝沢字後268-433	688-4311	
岩手県復興防災部	内丸10-1	629-5155	
盛岡市保健所	神明町3-29	603-8301	
盛岡農業改良普及センター	内丸11-1	629-6730	
盛岡広域振興局経営企画部	内丸11-1	629-6517	
盛岡広域振興局土木部	内丸11-1	629-6636	
岩手県病害虫防除所	北上市成田20-1	0197-68-4428	
岩手県警察本部	内丸8-10	653-0110	
盛岡東警察署	内丸3-40	606-0110	
盛岡西警察署	青山三丁目37-1	645-0110	
N T T 東日本(株)岩手支店	中央通一丁目2-2	625-4960	
日本赤十字社岩手県支部	三本柳6地割1-10	638-3610	
日本放送協会盛岡放送局	上田四丁目1-3	626-1001	
東日本旅客鉄道(株)盛岡支社	盛岡駅前通1-41	651-7931	
日本通運(株)盛岡支店	前九年二丁目13-5	648-6611	
東北電力ネットワーク(株) 盛岡電力センター	紺屋町1-25	653-4967	
(株)I B C 岩手放送	志家町6-1	623-3140	
(株)テレビ岩手	内丸2-10	624-9012	
(株)エフエム岩手	内丸2-10	625-5511	
(株)岩手めんこいテレビ	本宮五丁目2-25	656-3303	
(株)岩手朝日テレビ	盛岡駅西通二丁目6-5	629-2900	
(株)岩手日報社	内丸3-7	653-4111	
岩手県トラック協会中央支部	矢巾町流通センター南二丁目4-8	638-1614	

名 称	所 在 地	電話番号	摘要
(公 社) 岩 手 県 バ ス 協 会	肴町4-5	651-0680	
岩 手 県 交 通 (株)	盛岡駅前通3-55	654-2141	
岩手県土地改良事業団体連合会	本宮二丁目10-1	631-3200	
(一 社) 岩 手 県 高 圧 ガ ス 保 安 協 会	本町通一丁目17-13	623-6471	
盛 岡 ガ ス (株)	上田四丁目17-12	653-8333	
(一 社) 盛 岡 市 医 師 会	愛宕町18-6	625-5311	

2 消防機関（広域）

名 称	所 在 地	電話番号	摘 要
盛岡地区広域消防組合消防本部	盛岡駅西通一丁目27-55	622-0119	
盛 岡 中 央 消 防 署	盛岡駅西通一丁目27-55	622-0119	
盛岡中央消防署上田出張所	上田四丁目12-21	626-0119	
盛岡中央消防署松園出張所	西松園二丁目18-2	664-0119	第10分団2部併設
盛岡中央消防署中野出張所	中野二丁目15-12	654-0119	第13分団併設
盛岡中央消防署山岸出張所	山岸六丁目13-17	601-8119	
盛岡中央消防署玉山出張所	洪民字泉田361	683-2050	第25分団1部洪民併設
盛 岡 西 消 防 署	青山三丁目8-10	647-0119	第17分団併設
盛岡西消防署繫出張所	繫字萩内沢62-5	689-3119	第20分団併設
盛岡西消防署城西出張所	上厨川字新田85-20	643-0119	第11分団併設
盛岡西消防署城西出張所太田分駐所	上太田四ツ家1-3	659-0119	第19分団1部併設
盛岡西消防署厨川出張所	下厨川字四十四田1-247	641-0119	第15分団併設
盛 岡 南 消 防 署	三本柳10地割47	637-0119	第21分団2部併設
盛岡南消防署仙北出張所	仙北三丁目15-41	634-0119	第1分団併設

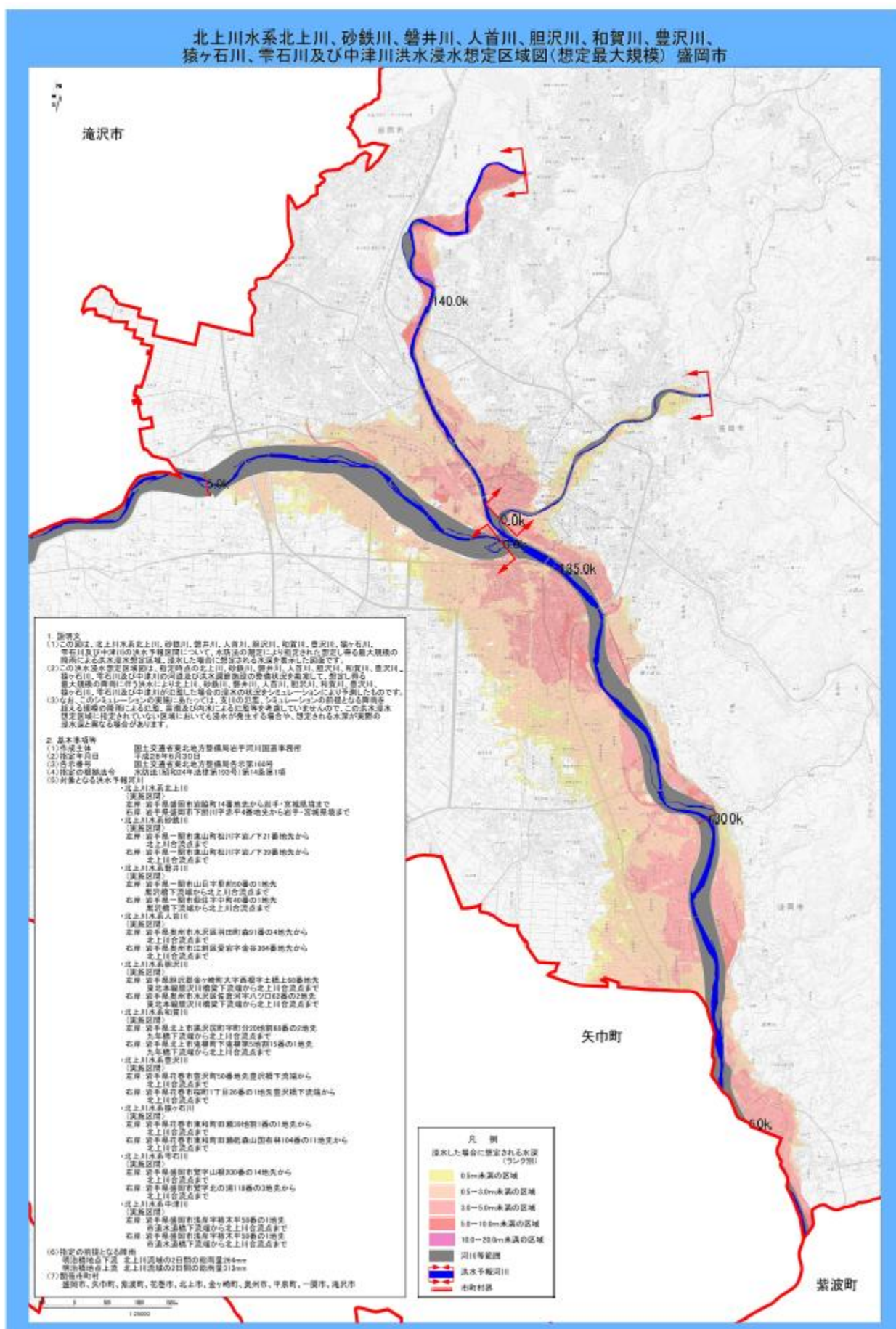
3 消防機関（消防団）

名 称	所 在 地	摘 要
盛岡市消防団本部	盛岡駅西通一丁目27-55	(626-7404)
盛岡市消防団第1分団	仙北三丁目15-41	仙北出張所併設
盛岡市消防団第2分団	鉾屋町10-7	大慈寺地区消防センター
盛岡市消防団第3分団	肴町9-31	杜陵地区消防センター
盛岡市消防団第4分団	八幡町1-17	八幡地区消防センター
盛岡市消防団第5分団	紺屋町3-37	紺屋町地区消防センター
盛岡市消防団第6分団	本町通一丁目11-24	本町地区消防センター
盛岡市消防団第7分団	大沢川原三丁目3-5	盛岡市防災センター
盛岡市消防団第8分団	長田町10-1	長田町地区消防センター
盛岡市消防団第9分団	夕顔瀬町1-41	夕顔瀬地区消防センター
盛岡市消防団第10分団1部	三ツ割一丁目12-3	三ツ割地区消防センター
盛岡市消防団第10分団2部	西松園二丁目18-2	松園出張所併設
盛岡市消防団第11分団	上厨川字新田85-20	城西出張所併設

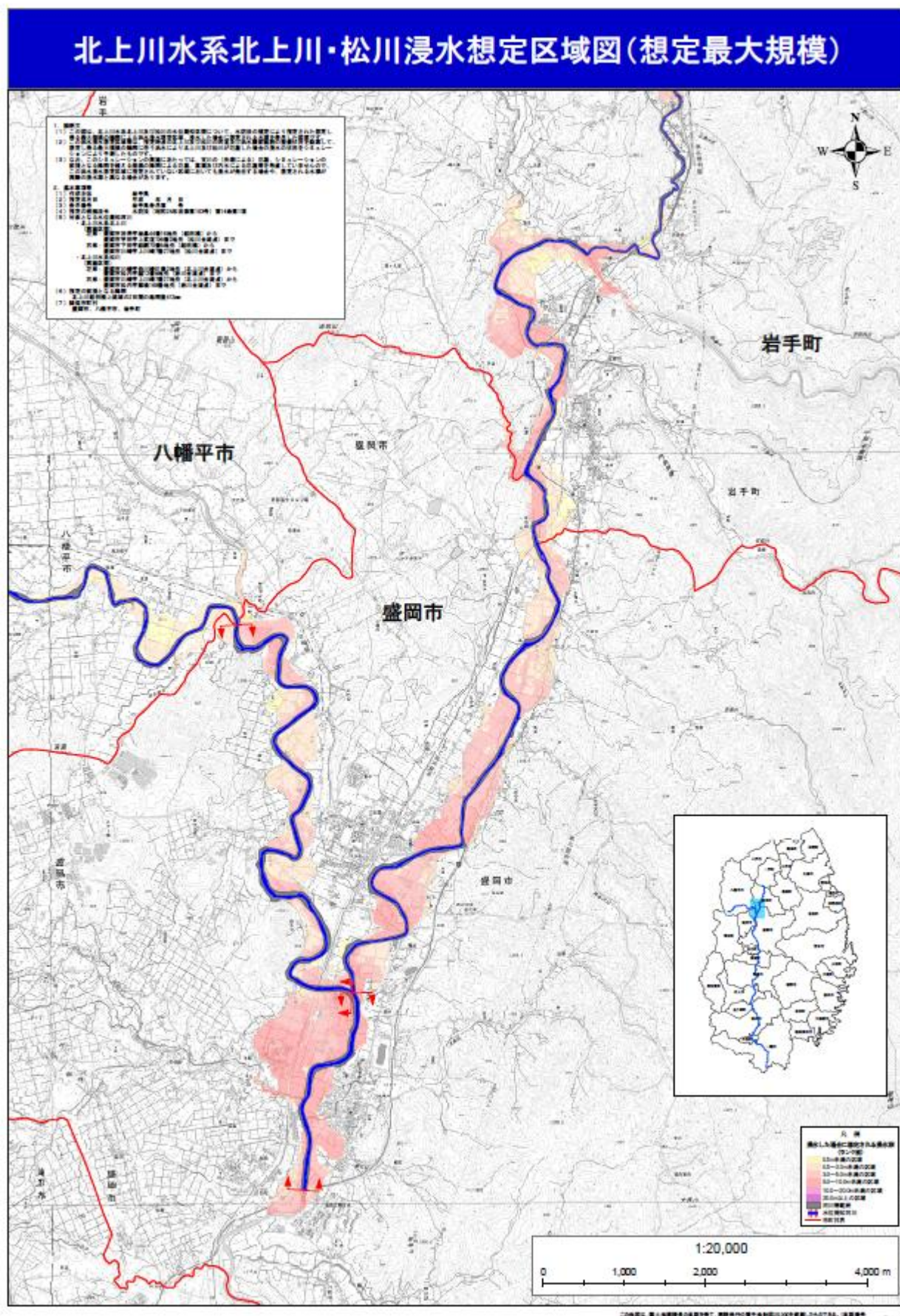
名 称	所 在 地	摘 要
盛岡市消防団第11分団谷地上班	土渕字北野94－1	谷地上地区消防センター
盛岡市消防団第12分団	本宮三丁目47－16	本宮地区消防センター
盛岡市消防団第13分団	中野二丁目15－12	中野出張所併設
盛岡市消防団第14分団	浅岸一丁目11－30	浅岸地区消防センター
盛岡市消防団第14分団小貝沢班	新庄字小貝沢72－5	小貝沢地区消防センター
盛岡市消防団第15分団	下厨川字四十四田1－247	厨川出張所併設
盛岡市消防団第16分団	上米内字中居74－1	上米内地区消防センター
盛岡市消防団第17分団	青山三丁目8－10	盛岡西消防署併設
盛岡市消防団第18分団	川目町21－21	築川地区消防センター
盛岡市消防団第18分団小屋野班	川目第4地割101－3	小屋野地区消防センター
盛岡市消防団第18分団根田茂班	根田茂第5地割18	根田茂地区消防センター
盛岡市消防団第19分団1部	上太田四ツ家1－3	太田分駐所併設
盛岡市消防団第19分団2部	下太田田端1－1	太田第二地区消防センター
盛岡市消防団第19分団3部	上太田八千刈53－6	太田地区消防センター
盛岡市消防団第20分団	繫字萩内沢62－5	繫出張所併設
盛岡市消防団第21分団1部	津志田21地割39－4	
盛岡市消防団第21分団2部	三本柳10地割47	盛岡南消防署併設
盛岡市消防団第21分団3部	東見前4地割8－21	
盛岡市消防団第21分団4部	西見前16地割42－2	
盛岡市消防団第21分団5部	永井17地割74－5	
盛岡市消防団第21分団6部	津志田西二丁目9－1	野田地区消防センター
盛岡市消防団第22分団1部	下飯岡14地割256	飯岡地区消防センター
盛岡市消防団第22分団2部	上飯岡15地割8	
盛岡市消防団第22分団3部	湯沢西一丁目1－14	
盛岡市消防団第22分団4部	羽場7地割58	
盛岡市消防団第23分団1部	乙部28地割34－4	乙部地区消防センター
盛岡市消防団第23分団2部	乙部20地割84－3	
盛岡市消防団第23分団3部	手代森30地割58－7	
盛岡市消防団第23分団4部	黒川10地割20－4	
盛岡市消防団第24分団1部 城内	玉山字城内37	
盛岡市消防団第24分団1部 山谷川目	玉山字糠森73	
盛岡市消防団第24分団1部 二子沢	玉山字二子沢66－3	
盛岡市消防団第24分団2部 日戸	日戸字鷹高28－1	
盛岡市消防団第24分団2部 釘の平	川又字道地58－3	釘の平地区消防センター
盛岡市消防団第24分団2部 川又	川又字赤坂134－50	
盛岡市消防団第25分団1部 門前寺	門前寺字門前寺11－2	
盛岡市消防団第25分団1部 渋民	渋民字泉田361	玉山出張所併設
盛岡市消防団第25分団2部 沢目	渋民字岩の沢32－3	
盛岡市消防団第25分団2部 芋田	芋田字芋田52－7	
盛岡市消防団第26分団1部 下田	下田字上下田89－3	

名 称	所 在 地	摘要
盛岡市消防団第26分団 1 部 生出	下田字仲平59-19	
盛岡市消防団第26分団 2 部 舟田	下田字陣場41-135	
盛岡市消防団第26分団 2 部 山田	下田字頭無15-36	山田地区消防センター
盛岡市消防団第26分団 2 部 柴沢	下田字柴沢117-2	
盛岡市消防団第27分団 1 部 好摩	好摩字野中69-113	好摩地区消防センター
盛岡市消防団第27分団 1 部 上山中塚	好摩字上山3-38	
盛岡市消防団第27分団 2 部 元好摩	好摩字好摩沢93-1	
盛岡市消防団第27分団 2 部 永井	玉山永井字永井沢117-1	
盛岡市消防団第27分団 3 部 大台	好摩字新田155-18	
盛岡市消防団第27分団 3 部 松内	松内字松内36-3	
盛岡市消防団第28分団 1 部 馬場	玉山馬場字川原16-8	馬場地区消防センター
盛岡市消防団第28分団 1 部 前田	玉山馬場字前田37-1	
盛岡市消防団第28分団 2 部 巻堀	巻堀字巻堀41-2	
盛岡市消防団第28分団 2 部 寺林	寺林字平森8-2	
盛岡市消防団第28分団 3 部 桑畑	巻堀字上桑畑3-7	桑畑地区消防センター
盛岡市消防団第28分団 3 部 葛巻	玉山馬場字葛巻77-1	
盛岡市消防団第29分団 外山	藪川字外山93-3	
盛岡市消防団第29分団 町村	藪川字町村116-2	
盛岡市消防団第29分団 岩洞	藪川字外山43-8	

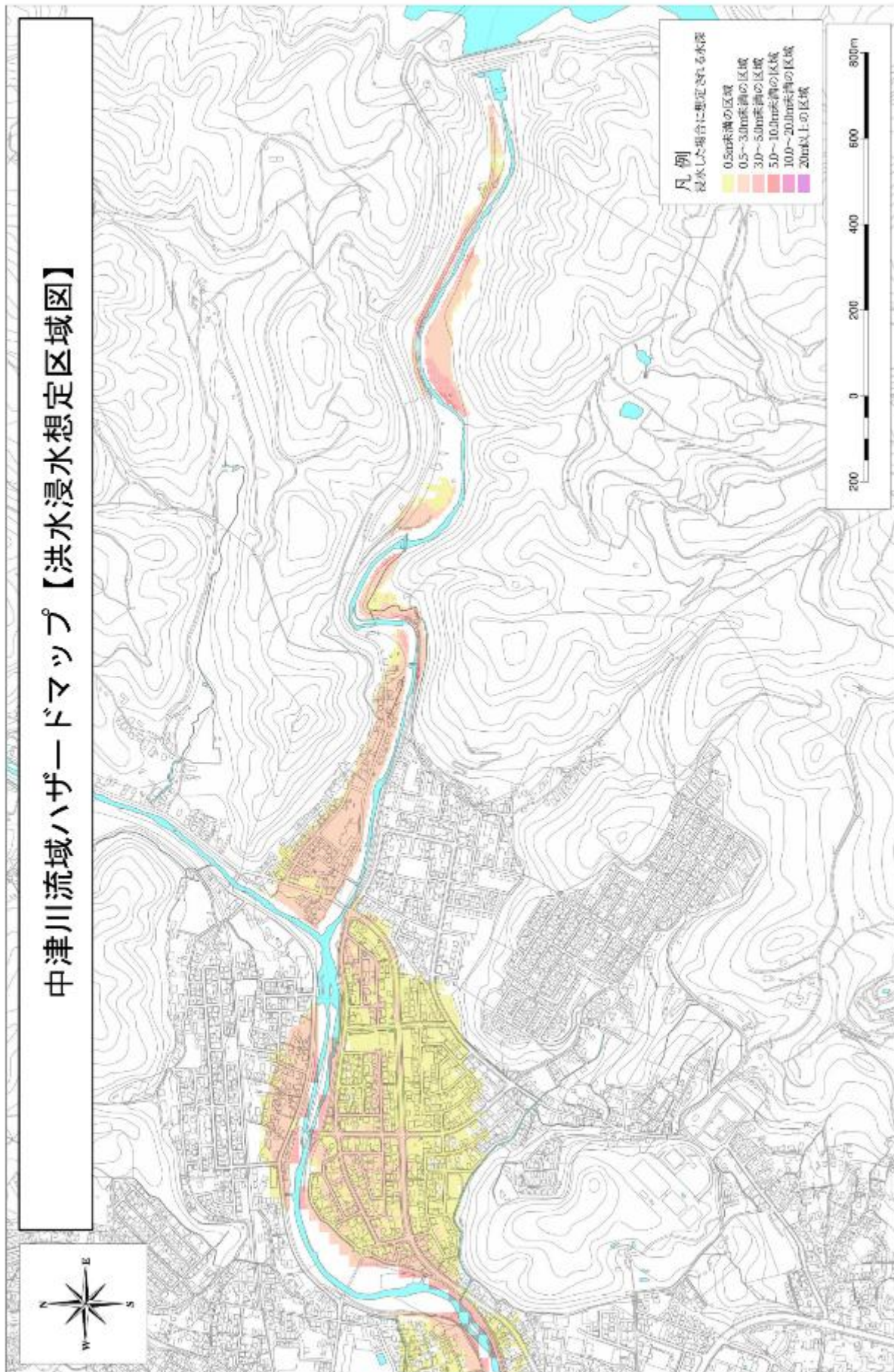
1-7-1 洪水浸水想定区域図(洪水予報河川:北上川、雫石川、中津川)



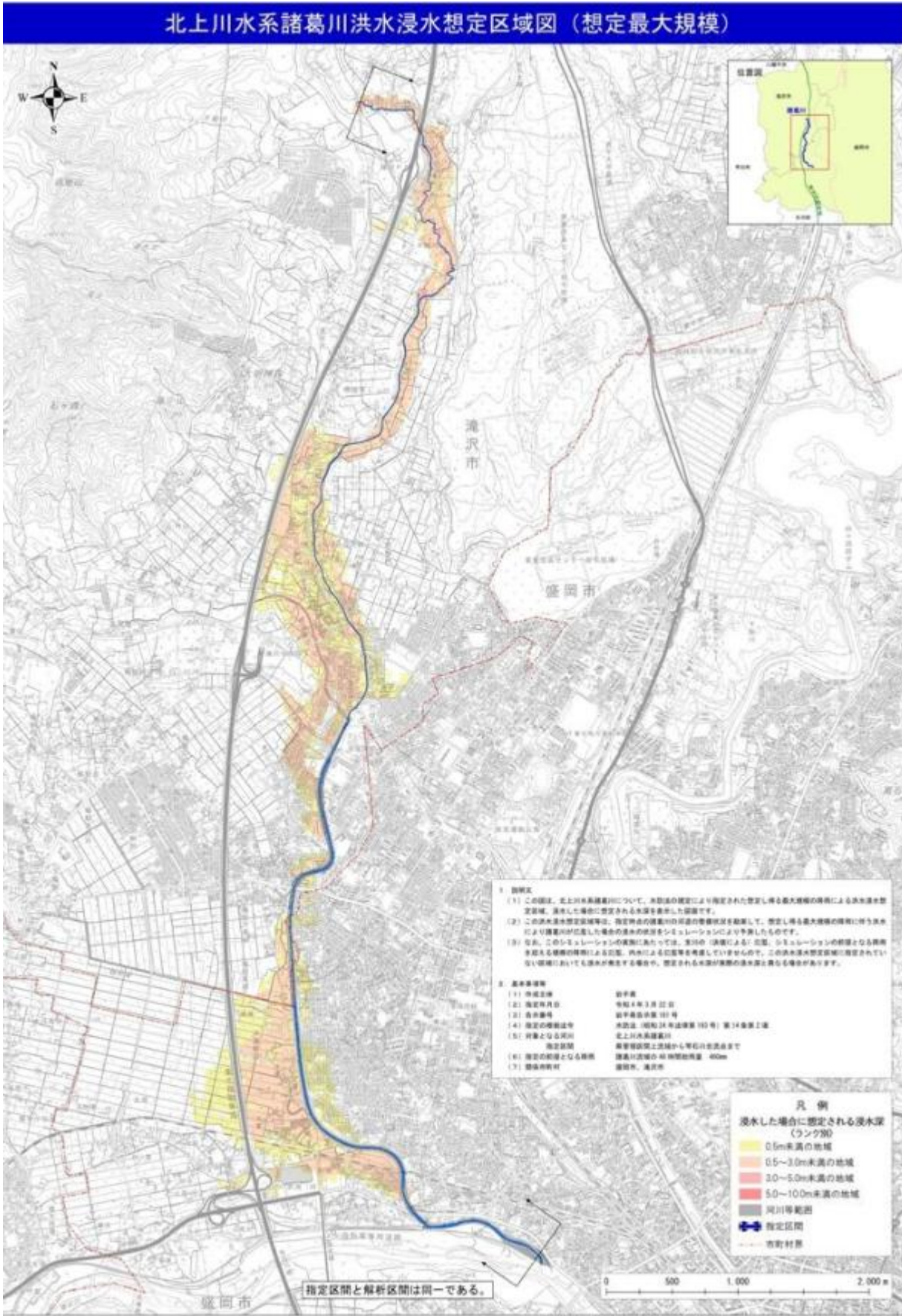
1-7-1 洪水浸水想定区域図（水位周知河川：北上川、松川）



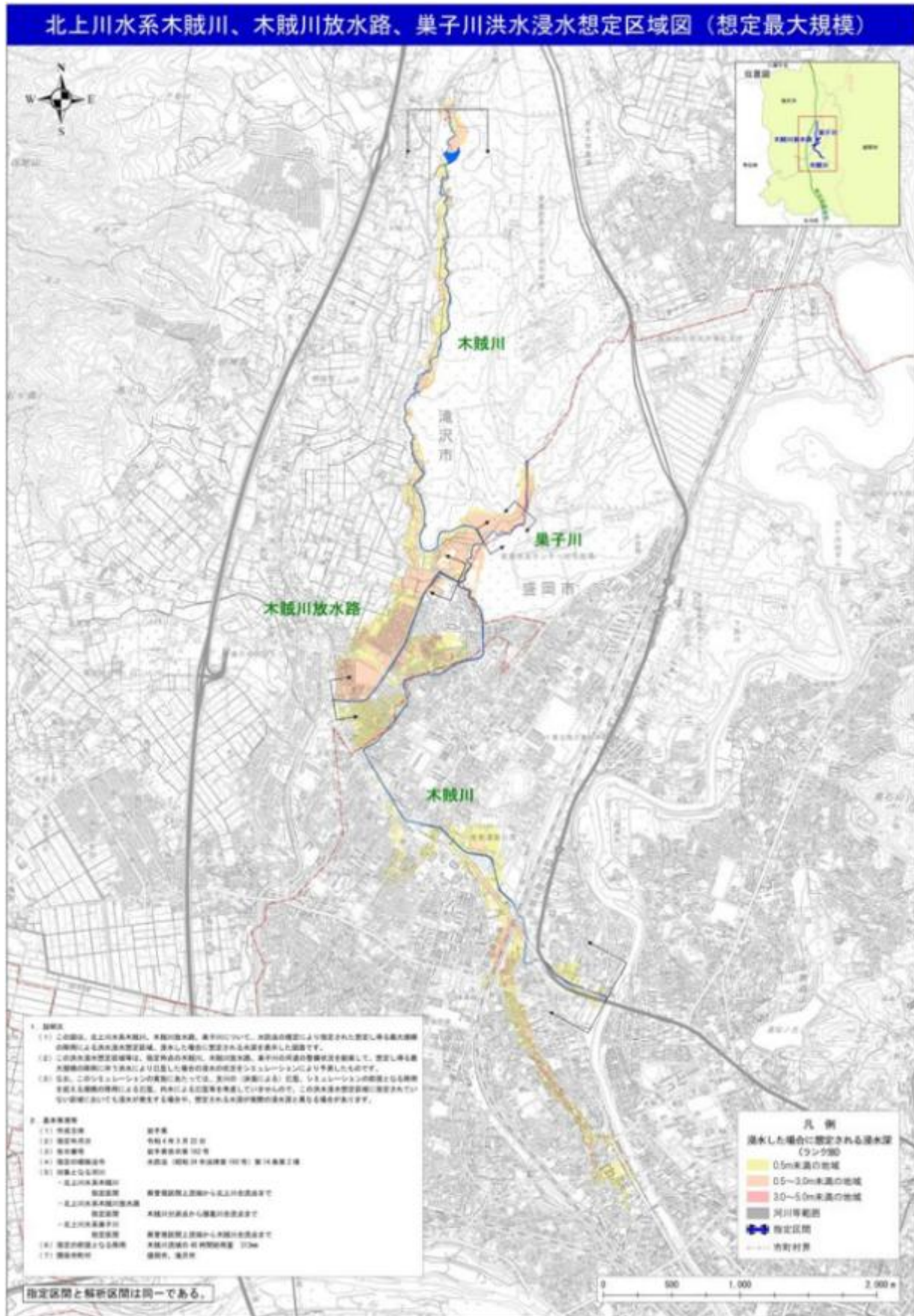
1-7-1 洪水浸水想定区域図（中津川流域（綱取ダム直下から米内川合流地点までを含む。））



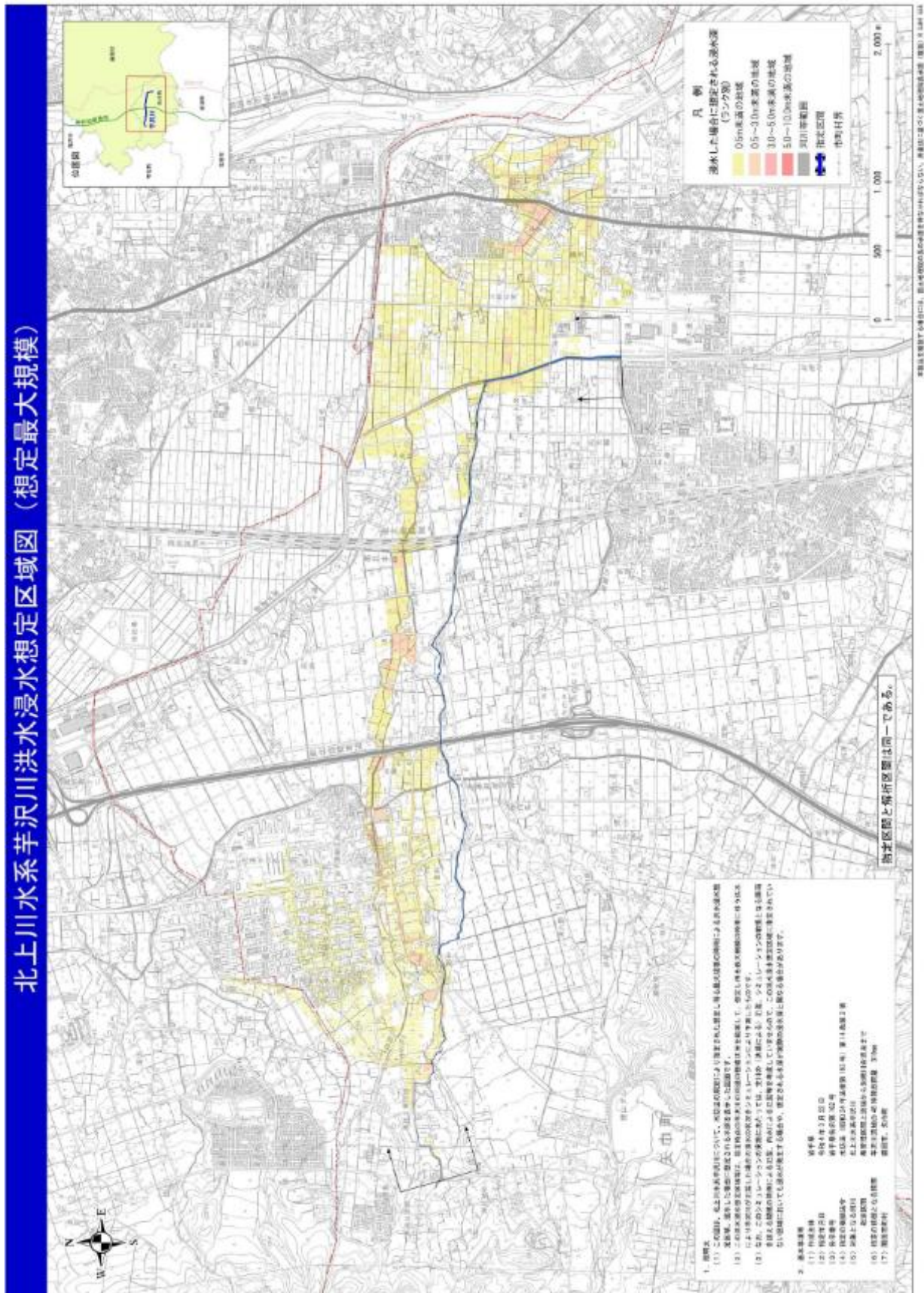
1-7-1 洪水浸水想定区域図（水位周知河川：諸葛川）



1-7-1 洪水浸水想定区域図（木賊川流域）



1-7-1 洪水浸水想定区域図（芋沢川）



北上川水系南川洪水浸水想定区域図 (想定最大規模)



※南川の洪水浸水想定区域図は、降雨継続時間48時間で962mm（新川）では、降雨継続時間48時間で962mm、北上川では明治橋地点下流に
おいて北上川流域の48時間の総雨量264mm）の降雨を想定して作成
されています。

※南川、新川の洪水浸水想定区域図は、岩手県が作成したものです
（令和6年3月15日指定）。

※北上川の洪水浸水想定区域図は、国土交通省が作成したものです
（平成28年6月30日指定）。

※南川、新川、北上川洪水浸水想定区域が重複している部分は、浸
水深が深い方が表示されています。

[illegible]

浸水源の目安

浸水深	区域
10.0m 以上	10.0m 以上の区域
5.0 ~ 10.0m	5.0 ~ 10.0m 未満の区域
3.0 ~ 5.0m	3.0 ~ 5.0m 未満の区域
0.5 ~ 3.0m	0.5 ~ 3.0m 未満の区域
0.5m 未満	0.5m 未満の区域

凡 例

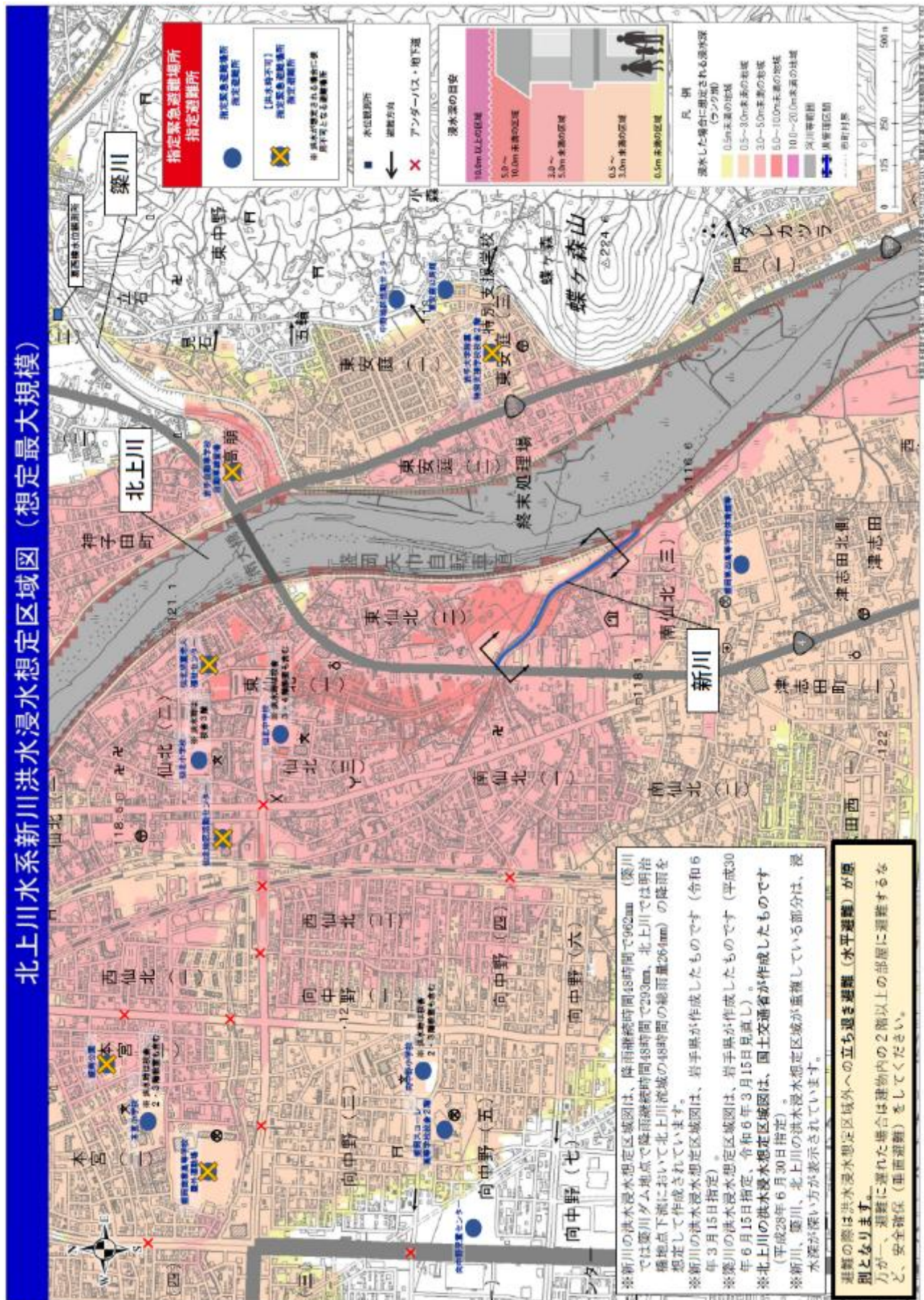
浸水した場合に想定される浸水深
(ランク別)

- 0.5m未満の地域
- 0.5～3.0m未満の地域
- 3.0～5.0m未満の地域
- 5.0～10.0m未満の地域
- 10.0～20.0m未満の地域

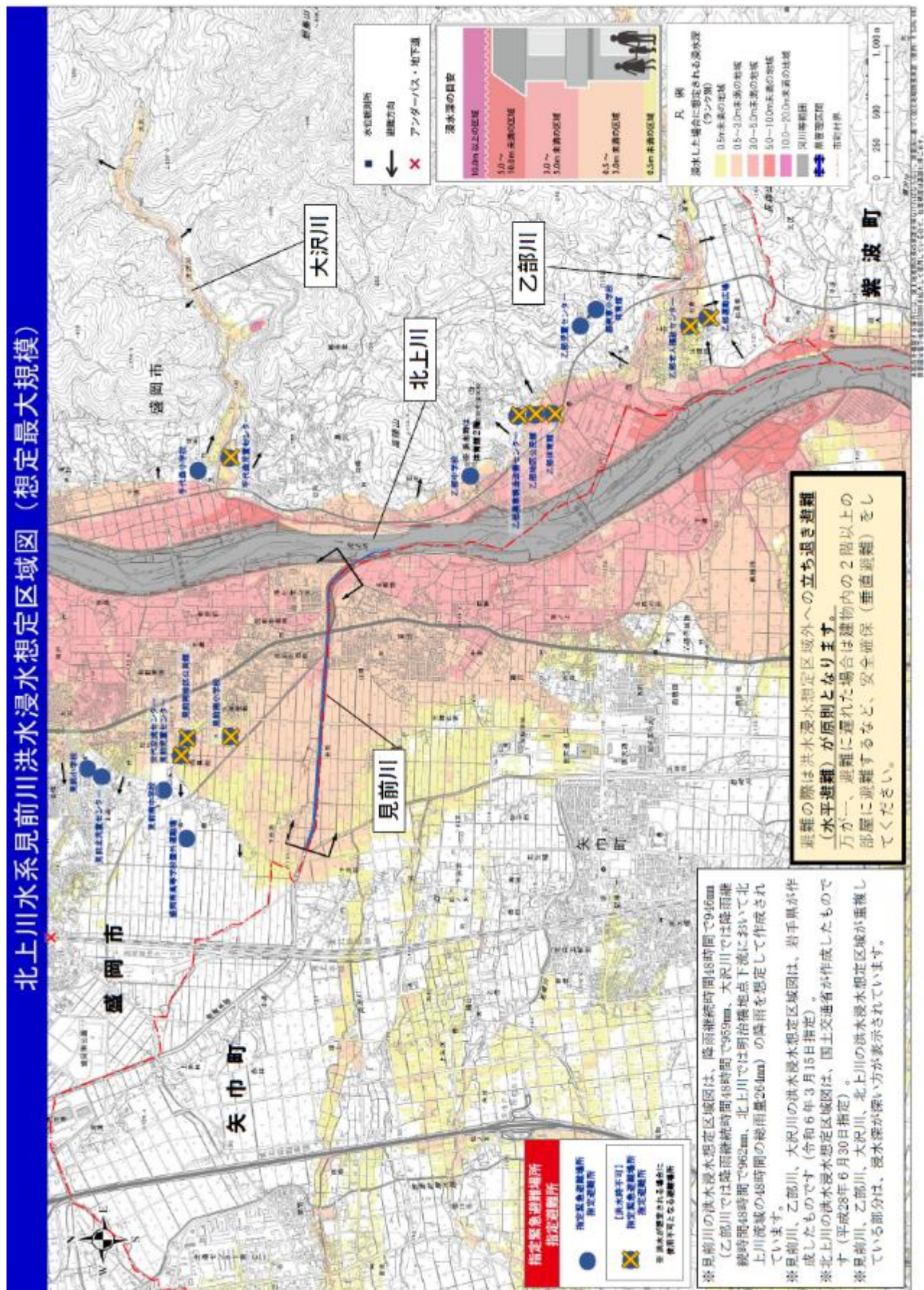
河川等範囲
県管辖区間
解析区間
市町村界

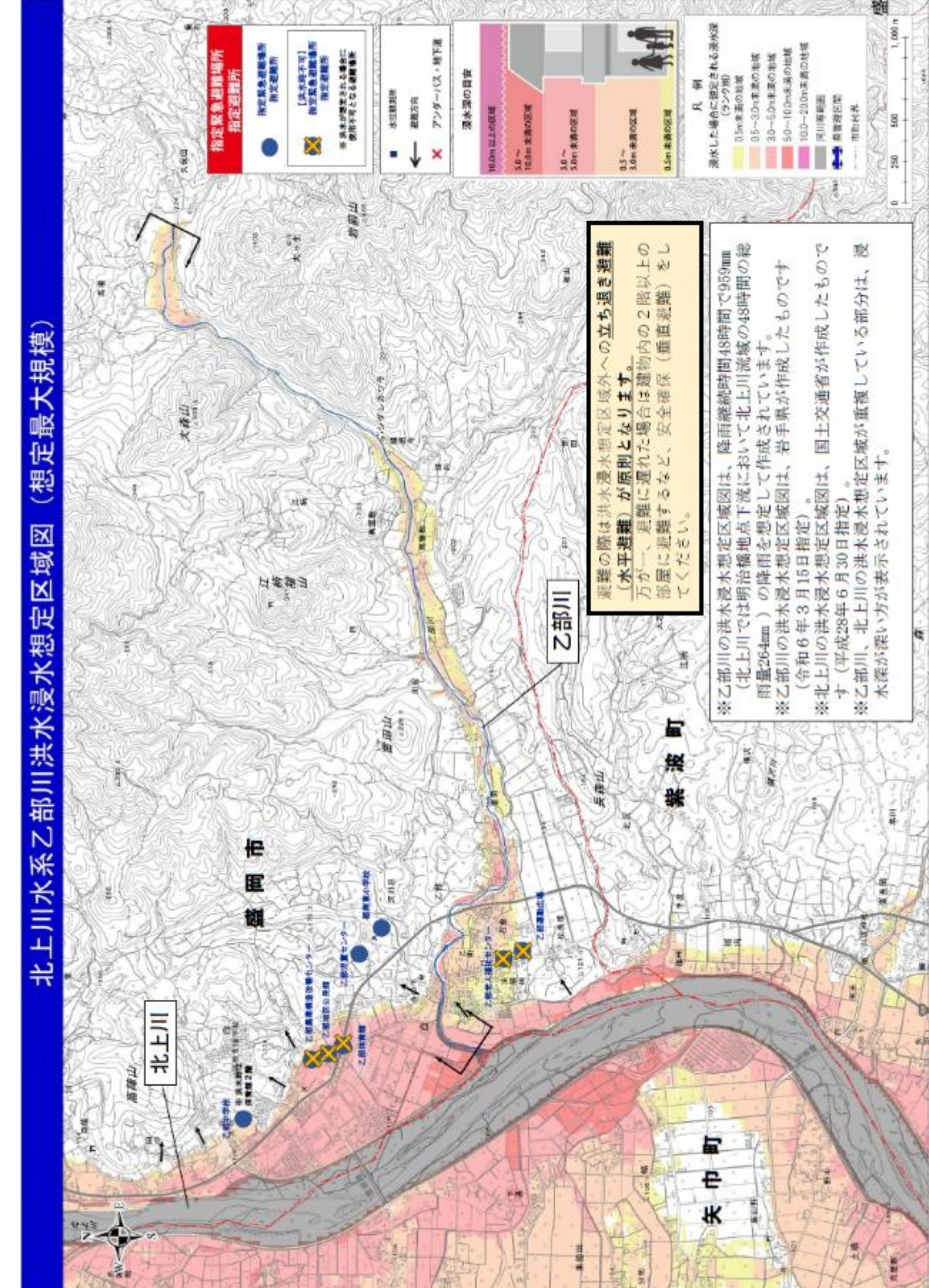
「この本は、日本の政治経済の現状を、最新のデータに基づいて、詳しく解説している。特に、最近の政治情勢の急変について、詳しく解説している。また、日本の経済の現状についても、詳しく解説している。この本は、日本の政治経済の現状を、最新のデータに基づいて、詳しく解説している。特に、最近の政治情勢の急変について、詳しく解説している。また、日本の経済の現状についても、詳しく解説している。」

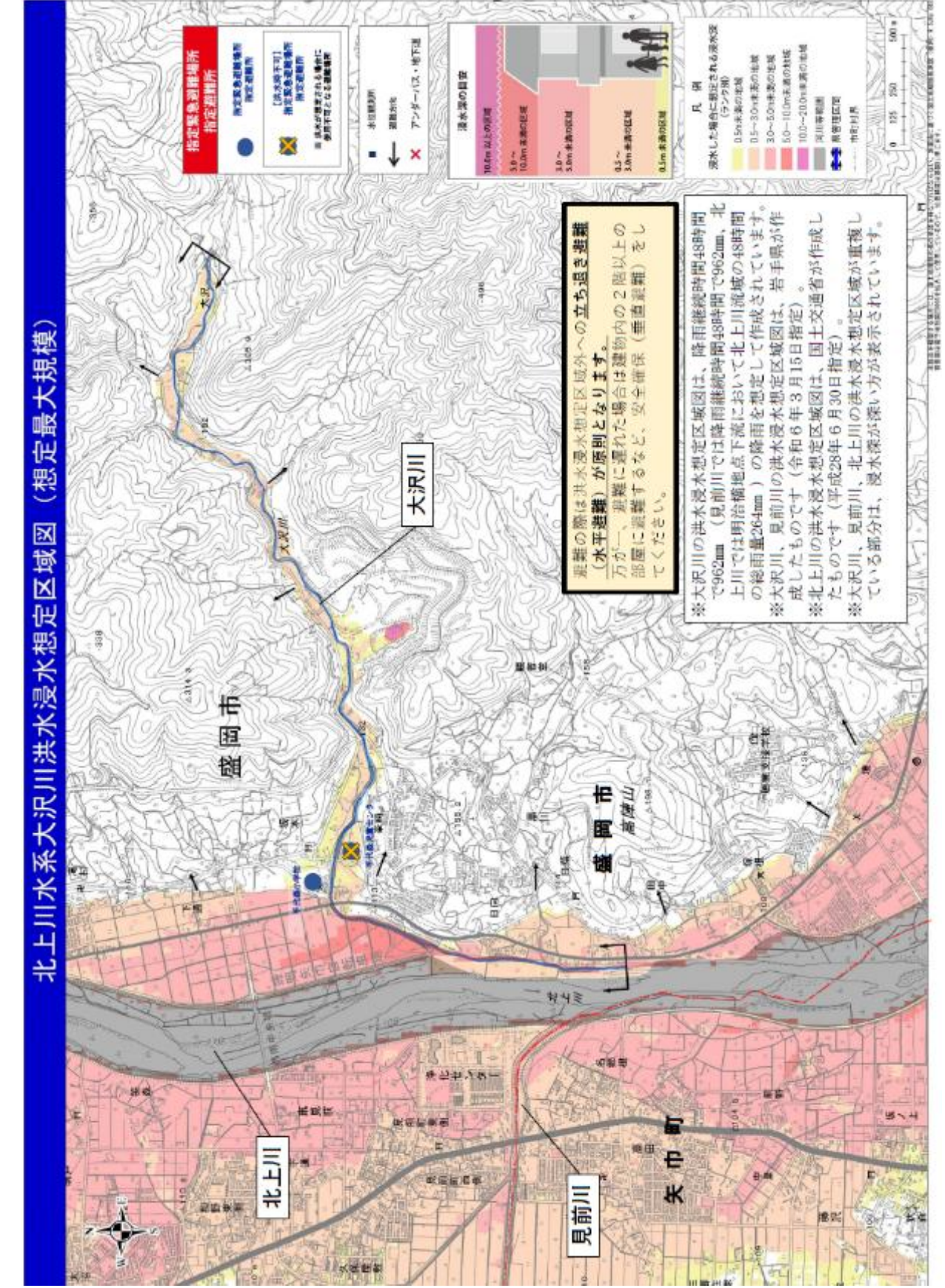
1-7-1 洪水浸水想定区域図（新川）



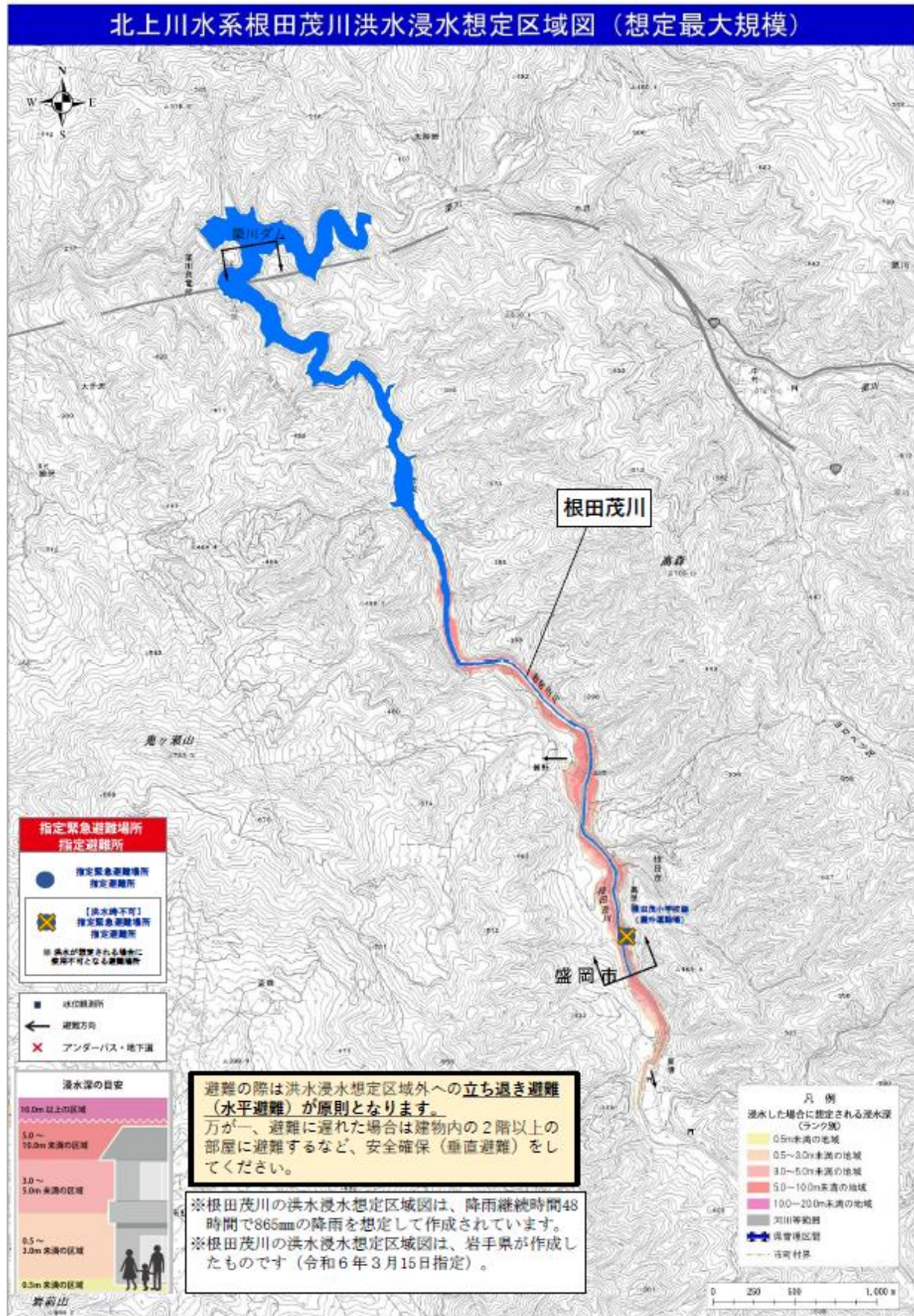
1-7-1 洪水浸水想定区域図（見前川）



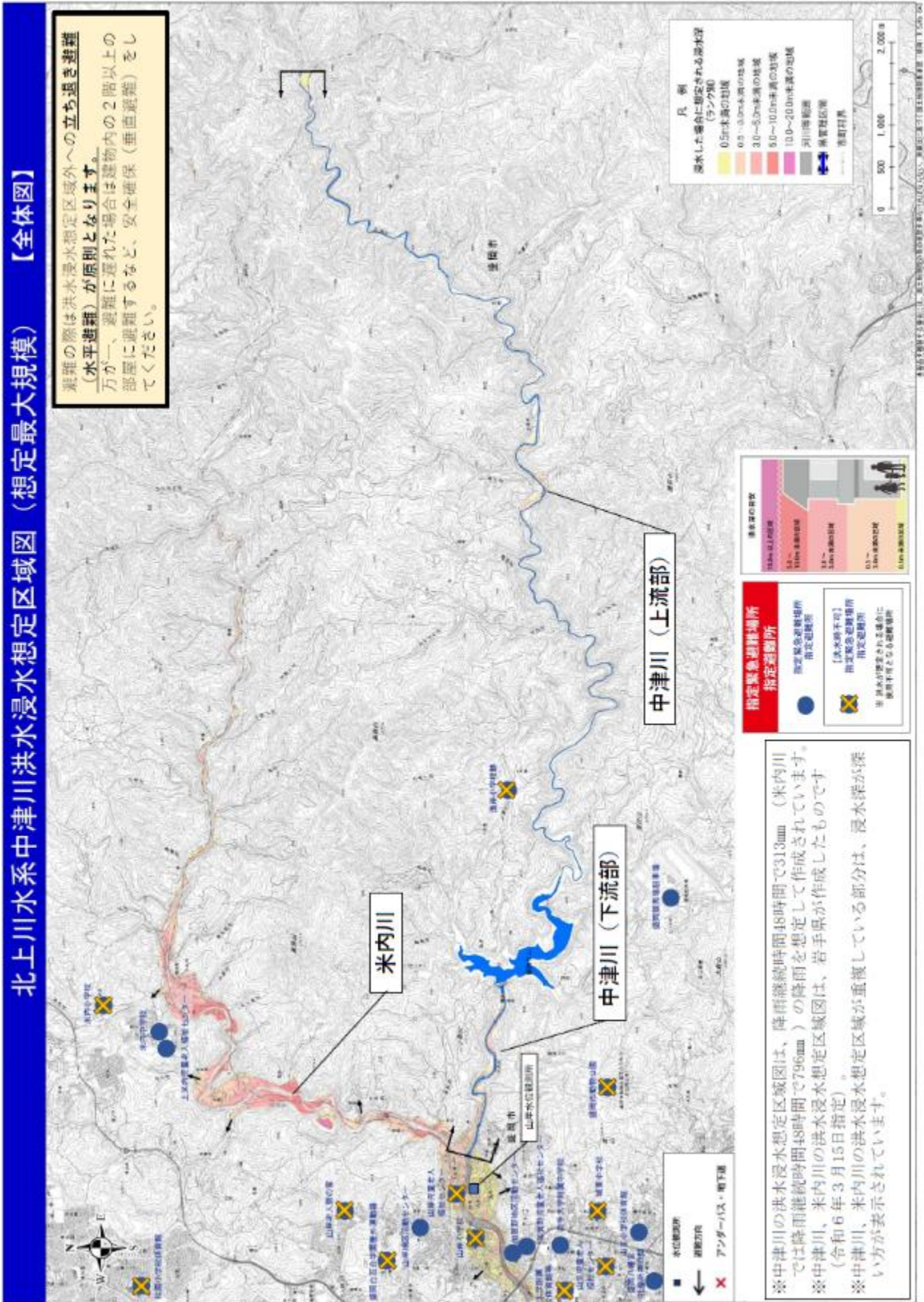




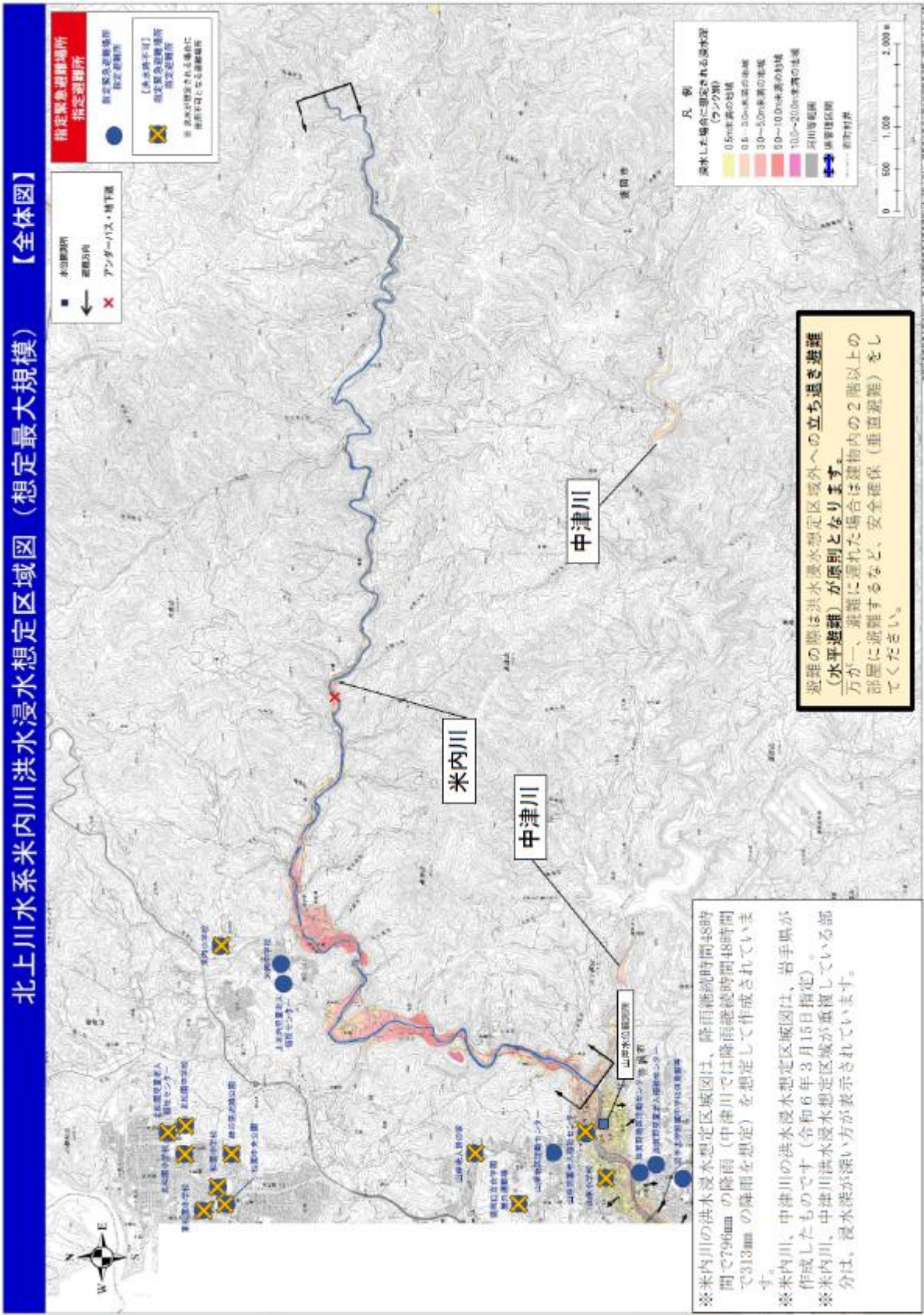
1-7-1 洪水浸水想定区域図（根田茂川）

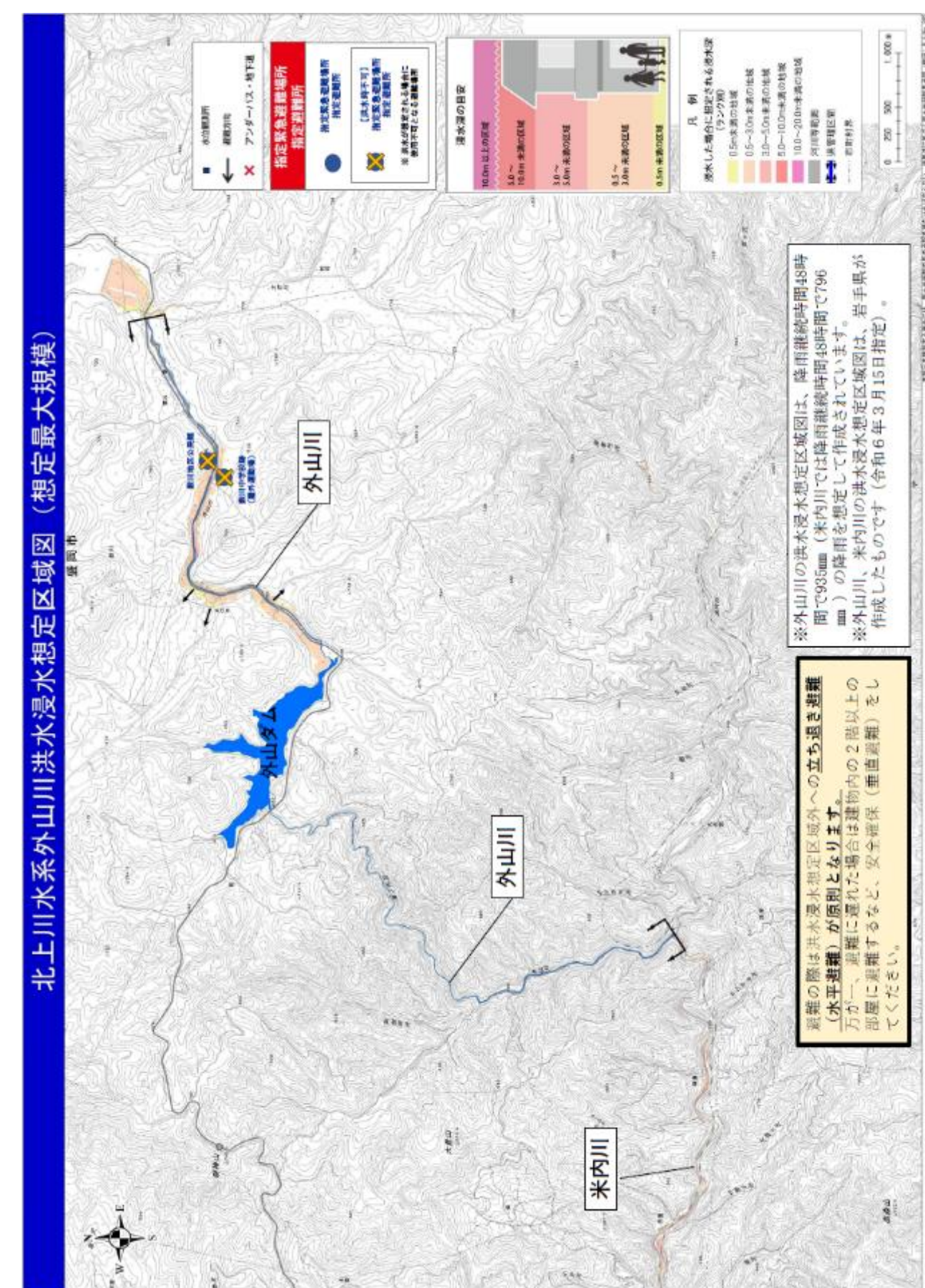


1-7-1 洪水浸水想定区域図（中津川）



1-7-1 洪水浸水想定区域図（米内川）

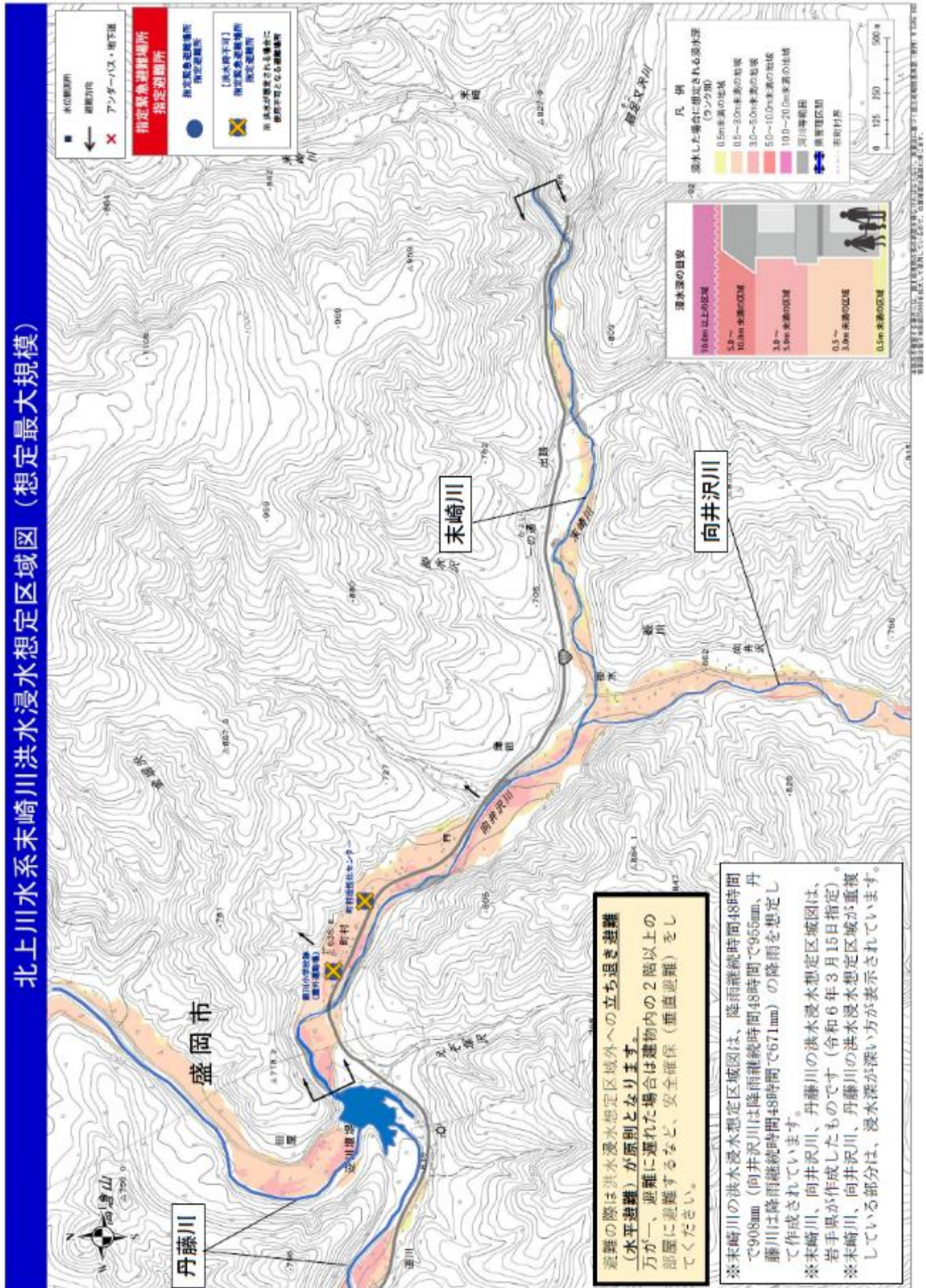




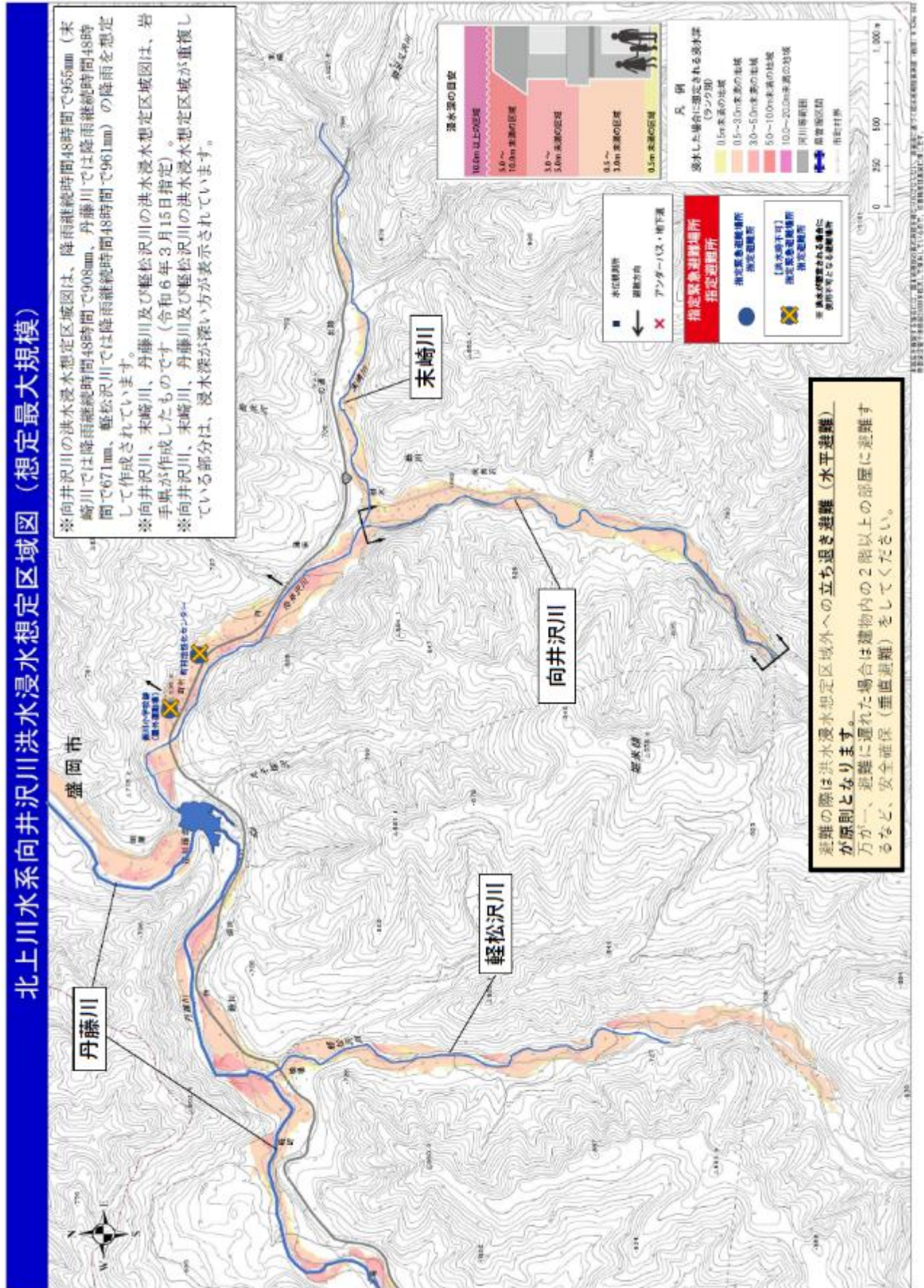
1-7-1 洪水浸水想定区域図（生出川）



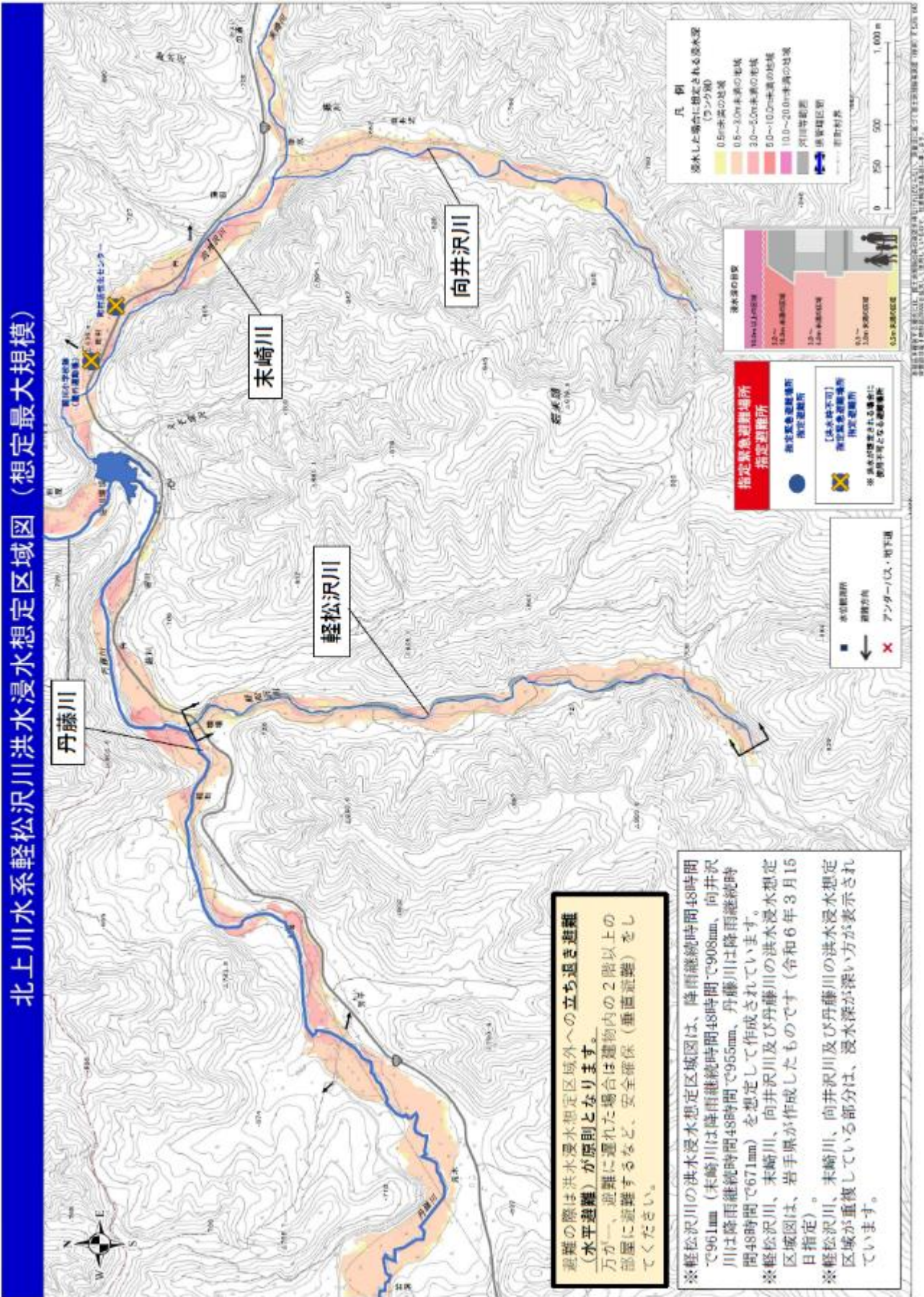
1-7-1 洪水浸水想定区域図（末崎川）



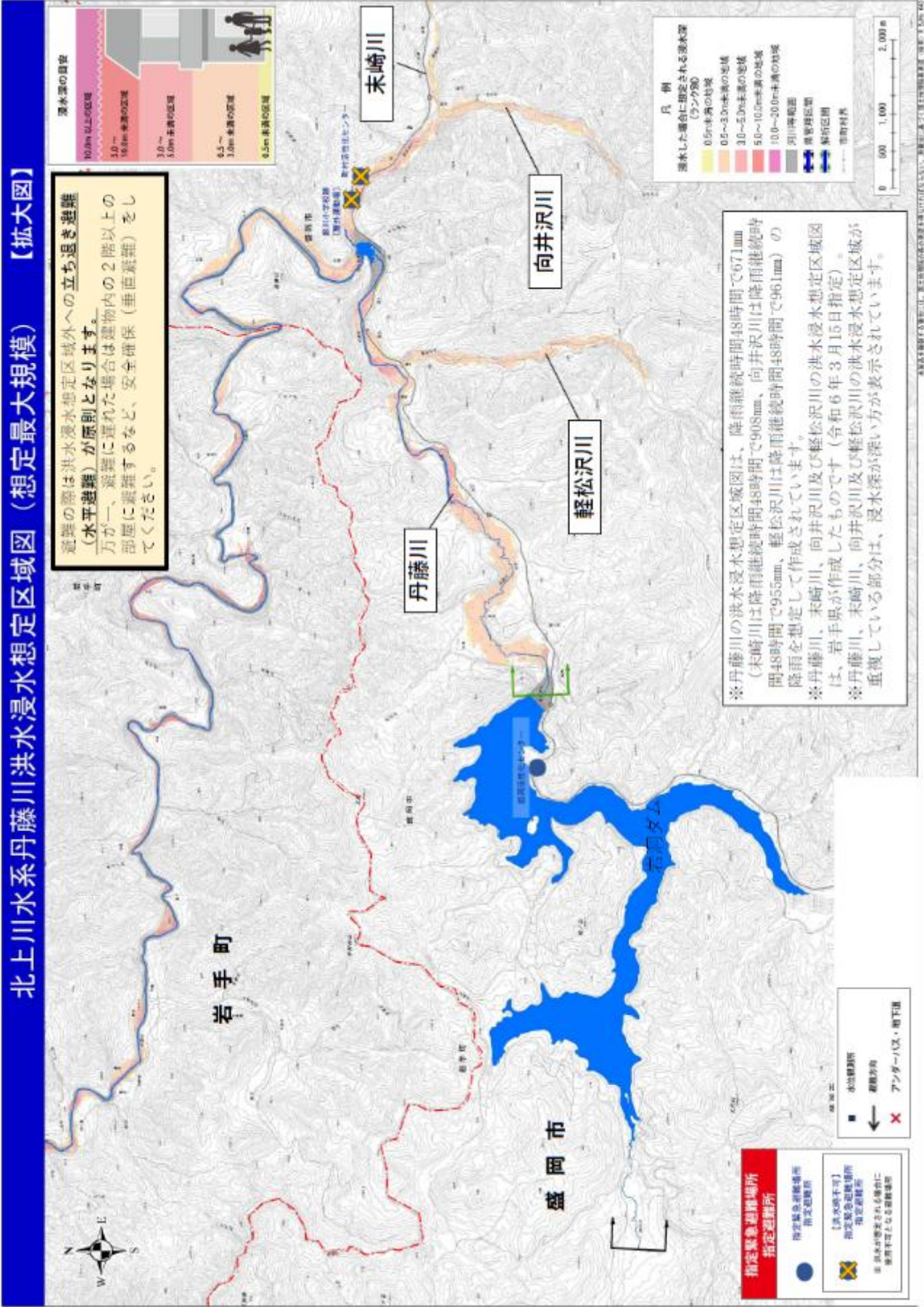
1-7-1 洪水浸水想定区域図（向井沢川）



1-7-1 洪水浸水想定区域図（軽松沢川）



1-7-1 洪水浸水想定区域図（丹藤川）



1-7-1 洪水浸水想定区域図（尻志田川）



1-7-2 岩手山火山防災マップ

〈西側で水蒸気爆発、東側でマグマ噴火が起きた場合〉

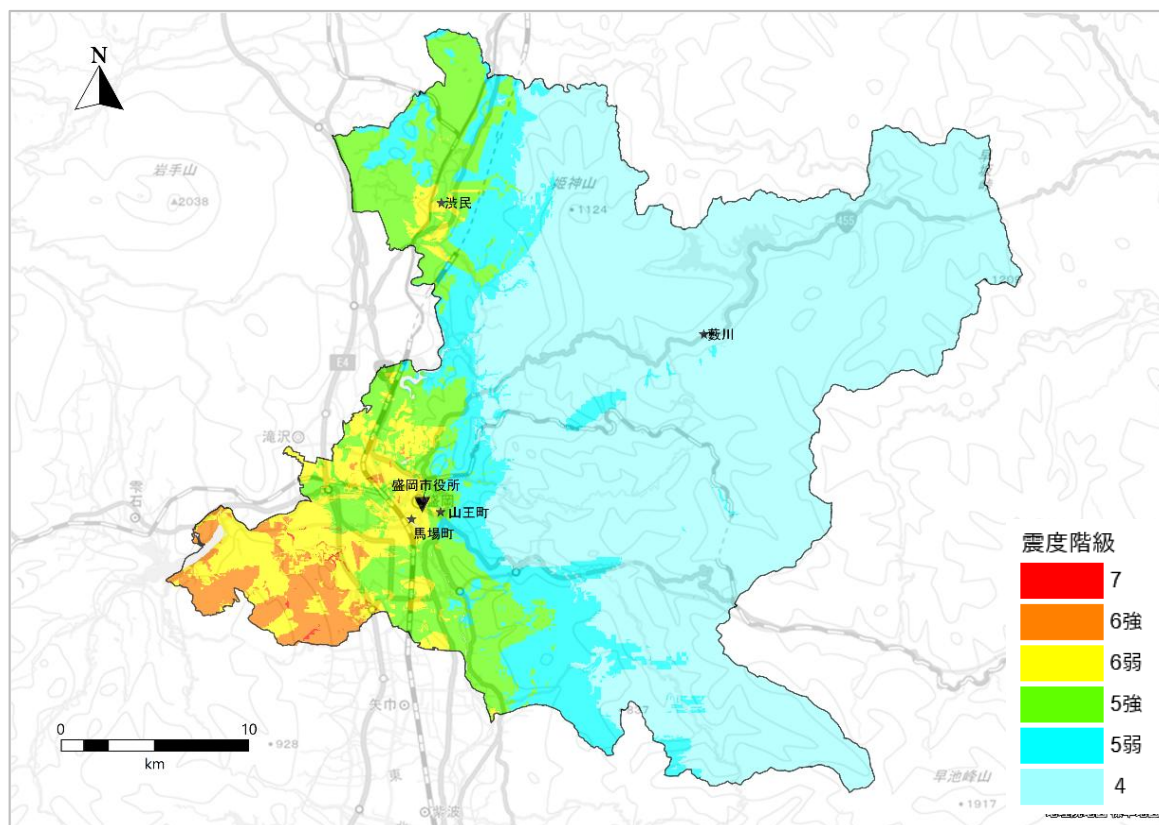
ただし、実際の噴火ではこの図と異なる場合もありますので、噴火の状況に即した対応が必要となります。

【裏面も要参照】

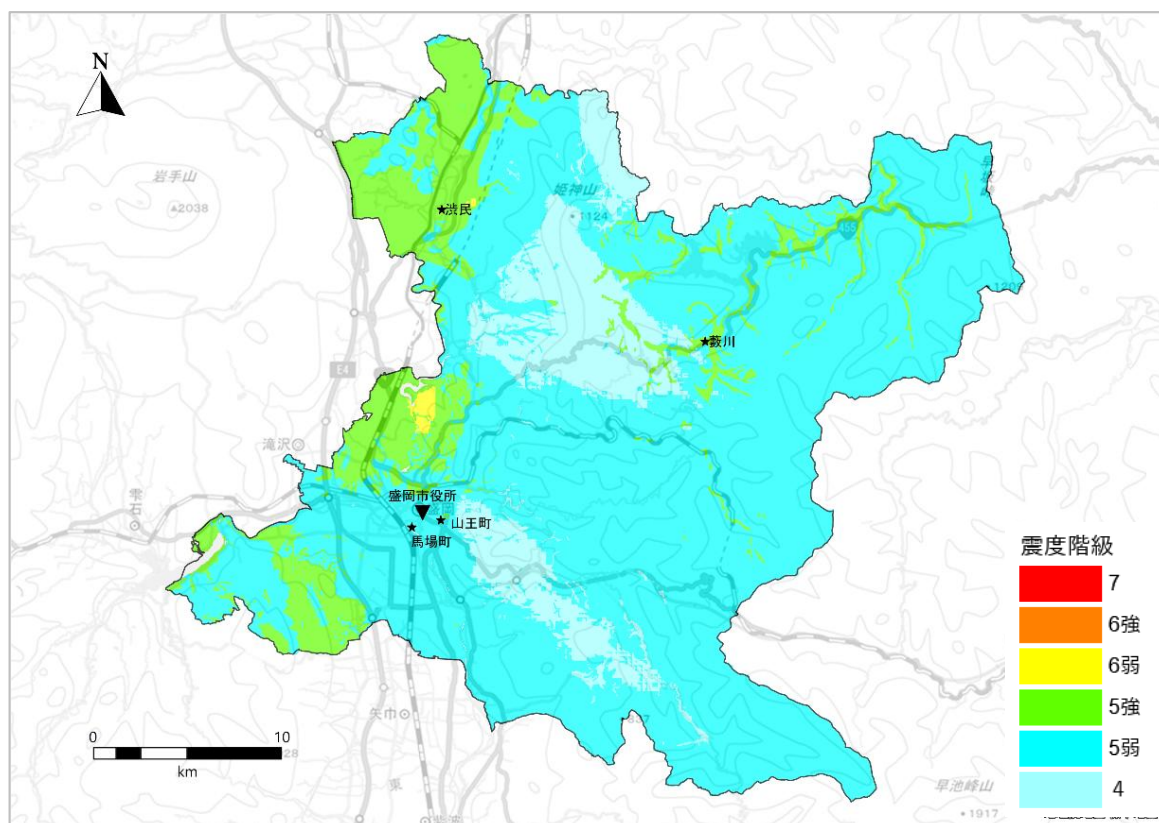
1-7 盛岡市の災害発生状況

1-7-3 推定震度分布図

北上低地西縁断層帯型地震(内陸活断層による地震)震度分布図



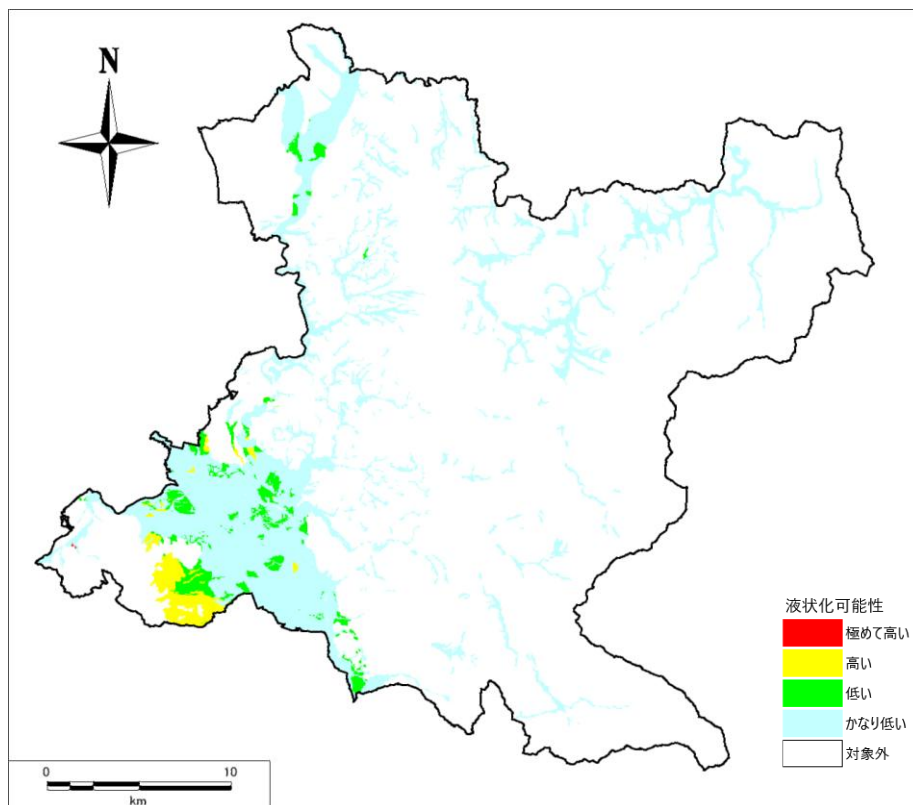
東北地方太平洋沖型地震(海溝型地震)震度分布図



1－7 盛岡市の災害発生状況

1－7－4 液状化危険度分布図

北上低地西縁断層帯型地震(内陸活断層による地震)液状化危険度分布図



東北地方太平洋沖型地震(海溝型地震)液状化危険度分布図

